

2021 年度

持続的平和研究センター活動報告

東京大学大学院総合文化研究科附属グローバル地域研究機構

持続的平和研究センター



持続的平和研究センター（Research Centre for Sustainable Peace: RCSP）

持続的平和研究センター（RCSP）では、持続的な平和の基盤としての人権・法の支配・難民や移民の権利や関連政策などの分野において、理論的研究、歴史的研究、世界各地におけるフィールド調査、アクション・リサーチ、平和政策の批判的検討、非国家主体による人権ベストプラクティスなどの研究活動を行ってきた。また、若手研究者の育成も積極的に行ってきた。2021年度も引き続き、活発に学術と実践をつなげる持続的平和研究を展開した。さらに持続的平和に関連する研究の柱として、難民とともに人権・人道法・国際刑法を導入し、「国際法研修・研究ハブ」グループにおいて、若い世代をとりいれた人権・人道法の研究を行った。関連して、国際法模擬裁判・ロールプレイの各種大会に参加する学生への研修を行い、国際人道法模擬裁判日本大会（11月、優勝）、国際人道法模擬裁判アジア大会（3月出場、準優勝）、国際刑法模擬裁判世界大会（6月出場）などの指導を行った。

本センターの今年度の代表は「人間の安全保障」プログラム運営委員の専任教員（キハラハント愛）が兼務している。事務局は9号館3階304B号室に置かれ、研究協力者によって運営されている。詳細はRCSPのウェブサイト（URL：<https://rcsp.c.u-tokyo.ac.jp/>）をご参照いただきたい。

2021年度には国際法研修・研究に力を入れ、国連人権高等弁務官事務所との共同でコロナ禍における格差を減少させるための非政府機関・団体や個人による活動のベストプラクティスについての研究（国連人権高等弁務官事務所に提出、国連人権理事会において審議）、ヒューマンライツウォッチとの共同で各国の人権侵害制裁法（マグネツキー法）比較研究、非政府機関・団体などによる人権ベストプラクティスの相互支援ネットワーク形成プロジェクトなどを行った。

他にも、本センターでは2016年から4年間の研究プロジェクトとして「東アジアにおける正義へのアクセスのためのネットワークガバナンスの検証（科研基盤A）」を実施している（URL：<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-16H02003/>）。新型コロナウイルスのパンデミックにより、現地調査ができなかったため、1年繰り越したものの、未だ収束が見えないため、さらに1年繰り越すことになった。とりわけ、「ビジネスと人権」に関する弁護士や民間セクターとの研究ネットワークを促進してきた。ミャンマーでの軍事クーデター後、ミャンマーを事例研究として進めている。

最後に、2021年度に主催・共催した以下の各シンポジウムやセミナーのほか、提言やメディア掲載等の活動を挙げる。

1. シンポジウム

- (1) 2021年7月10日 HSPシンポジウム「ミャンマーにおける人間の安全保障—COVID-19の影響と日本の役割—」

2. セミナー

- (1) 2021年5月18日～6月1日 第281回HSPセミナー「国連人道法基礎から模擬裁判・ロールプレイまで」
- (2) 2021年6月11日 第282回HSPセミナー「コロナ禍における民間の人権ベストプラクティス」
- (3) 2021年6月17日 第283回HSPセミナー「人権侵害を制するマグネツキー法：比較研究セミナー」

- (4) 2021年7月8日 第285回HSPセミナー「マグネツキー法：表現の自由と保護」
- (5) 2021年8月26日 オンライン座談会「国連からアカデミアへ」
- (6) 2021年12月10日 ILO キャリアセミナー「国際機関で働くこと、求められる人材とグローバル人材育成への取組み」

3. 提言

- (1) 2021年10月30日 アジアからの「ビジネスと人権」の主体的な取組を促す企業における「人間の安全保障」インデックス（CHSI）プロジェクト報告書を公表（「ビジネスと人権」ローヤーズネットワークと共同）
- (2) 2021年11月9日 国連人権高等弁務官事務所に報告書「非政府アクターによる COVID-19 への対応」を提出

4. メディア掲載

- (1) 【ドイツARD ラジオ】キハラハント愛「日本における移民への対応と拘留施設の現状」

5. 研究プロジェクト

- (1) 企業における「人間の安全保障」インデックス（CHSI）プロジェクト——アジアからの ESG の「S」及び「ビジネスと人権」の積極的な取組推進に向けて
- (2) コロナ禍における非国家主体による人権ベストプラクティスの相互支援とネットワーク形成プロジェクト

「難民移民ドキュメンテーション・プロジェクト（The Project of Compilation and Documentation on Refugees and Migrants: CDR）」

本プロジェクトは、難民移民に関する最先端の研究を通じて得られた知見を、講義や各種公開イベント等を通じて広く社会と共有しようと発足した。寄附講座「難民移民（法学館）」によって2010年から15年3月まで運営されてきたが、その後も引き続き持続的平和研究センターの中核的な研究として発展中である。これまで寄附講座に様々に関与してきた研究者や実務家たちが、引き続きセンターの活動に積極的に携わっている。

世界の難民及び国内避難民など移動を余儀なくされた人々の数は7000万人を超えるとも言われ、昨今では、アフガニスタンやシリアなどにおける紛争関連の人の流出への対応（人道的保護）だけでなく、個別の政治活動家や少数者たちの迫害への対応（法的保護）という国際的問題が、ますます広く深く問われている。特に大学は、研究組織としても教育機関としてもこのようなグローバルイシューに取り組むことを期待されていると言えるだろう。

CDRは2015年以降、難民及び国際的保護のためのアジアのネットワーク（Asian Network on Refugee and International Protection: ANRIP）での活動を通じて、内外から大きな信頼を得るに至った。ANRIPは2014年11月にCDRとHSPが駒場キャンパスで開催した国際シンポジウムにおいて、アジア各国における難民認

定作業の質を国際基準に従って向上させること等を目的として設立された。その構成メンバーとしては、日本、韓国、香港、フィリピン、ニュージーランドの5カ国・地域より、政府関係者、裁判官、弁護士、国際機関、NGO、研究者といった多様なバックグラウンドを有する者が集まっている。

ANRIPは設立以後も順調に発展を遂げており、2016年1月にフィリピンで第1回大会が2日間にわたって開催されたほか、6月には韓国ソウルで難民法裁判官国際協会（IARLJ）のアジア大会の際に第2回の会合が、11月には香港で第3回大会が行われている。2019年には、9月にネパールで開かれたAPBC（Asia Pro Bono Conference）でANRIPの月例スカイプ会議を試演し、メンバー国のフィリピン、韓国、ニュージーランドの難民保護の最新動向を紹介した。11月には駒場キャンパスで開かれた人間の安全保障学会と国際開発学会の共催による大会のサイドイベントとして難民の国際保護と日本の難民保護を考察するスペシャルセミナーを企画した。

また、CDRは、日本国内における難民政策を議論する場としての難民政策プラットフォーム（RPP）も2015年に立ち上げた。これまで、法務省、外務省、弁護士、NGO、研究者などすべてのステークホルダーの参加を得て、数カ月に1度、公開のセミナーなどを開催している。

さらに、CDRでは難民該当性判断に資するため「出身国情報（Country of Origin Information: COI）プロジェクト」も進めている。難民認定申請者が難民としての法的保護を受けるためには、自身の難民該当性、例えば、難民条約第1条A（2）で規定されるような、国籍国による迫害を「受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有する」者であることを示さなければならない。そうした法適用の前提となる事実確認に資するのが難民の出身国情報であり、これを無償で提供する試みをCDRが行っている。

これは、世界的に見ても稀有な取り組みで、高度な専門性を必要とする極めて意義の大きな社会貢献として、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などからも高い評価を受けている。また、この試みは企業の社会的責任（CSR）の観点から参画する民間企業の協力も得ながら行われており、CDRの社会連携、国際連携の側面強化も果たしている。CDRの活動等詳細についてはウェブサイト（URL：<http://cdr.c.u-tokyo.ac.jp>）をご参照いただきたい。

（持続的平和研究センター 佐藤安信）

アジアにおけるコロナ対策の民間による人権ベストプラクティスについての研究・相互学習とネットワーク形成」プロジェクト

本プロジェクトは、コロナウィルスの蔓延と関連対策によって社会的に脆弱な立場に置かれた人々の人権を効果的に守る事例を、人権プラクティスの3つの基準をもとに選択したアジアの民間諸アクターによるアジア6カ国における人権ベストプラクティスについて、裨益者やコミュニティの視点から、民間アクターがどのように人権保護・サービスのギャップを埋めたか、改善できる点は何かについて調査する。ベストプラクティスは、通常緊急支援や人道支援を行うアクターだけでなく広く社会のアクターを取り込んでおり、この調査内容をもとに、アジア5カ国のパートナーとワークショップを行い、互いの強みや改善点について学び合う。また、2つのベストプラクティスの現場訪問と意見交換、ネットワークや技術の相互支援を通じて、国境を超える、人々の脆弱性を補完できるネットワークを形成、国連人権高等弁務官事務

所と共にネットワークを維持する。最終結果は国連人権高等弁務官事務所との合同シンポジウムで発表する。

(持続的平和研究センター長 キハラハント愛)